議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

契約検査課 契 約 担 当 建築住宅課 建 築 係 総 務 課 庁舎建設準備担当 (庁舎建設準備室)

議案名

議案第72号 桐生市旧本庁舎解体工事請負契約の締結について

趣旨・目的

桐生市旧本庁舎解体工事の請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であったため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

1 工 事 名 桐生市旧本庁舎解体工事

2 工事場所 桐生市織姫町1番1号

3 契約の方法 条件付き一般競争入札

4 契約金額 6億4,350万円

5 契約の相手 佐田・野村・平澤・坂本桐生市旧本庁舎解体工事

特定建設工事共同企業体

代表構成員 桐生市相生町三丁目 456 番地の1

佐田建設株式会社東毛営業所

所長 小林 俊明

構成員 桐生市広沢町一丁目 2538 番地の1

株式会社野村建設工業

代表取締役 野村 篤

構成員桐生市相生町三丁目481番地

平澤建設株式会社

代表取締役 平澤 摂

構成員 桐生市広沢町四丁目 2035 番地の1

坂本建設株式会社

代表取締役 新井 茂男

《主な工事内容》

・旧本庁舎解体工事

本館:鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て

延床面積 6,137.42 m²

新館:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階建て

延床面積 8,675.36 m²

その他付属建物及び外構解体工事 ごみ集積所、駐輪場、樹木等

背景・経過

新本庁舎、教育センター、水道局の運用を令和7年1月6日から始めるに 当たり、旧本庁舎は役割を終えることから、解体するものです。

参考資料

現本庁舎の解体工事について (令和6年7月19日開催公共施設のあり方等調査特別委員会配布資料)

現本庁舎の解体工事について

1 解体の工法について

現本庁舎の解体工事は、建物の最上階まで届くロングアームのハイリフト重機を 地上に配置し、建物上部から中心部を解体し、最後に外周部を中心部に向かって倒 す「地上解体工法」を予定しています。

また、今回の解体工事については、大量に発生するコンクリートの廃材について、 現場で細かく砕いたうえで埋め戻しへの利用を予定しており、産業廃棄物の低減や 処分場への運搬を行うダンプトラックの台数抑制を行うことで、SDGs (持続可能な 開発目標) や循環型社会の推進に配慮しています。

2 既存地下躯体の存置

解体工事につきましては、次の懸念により、地下1階部分の躯体(建物全体を構造的に支える骨組み部分であり、基礎や柱、梁、壁など)を存置します。

なお、存置にあたっては、アスベスト含有建材や非常用発電機の燃料である重油、 蛍光灯をはじめとした有害物質のみならず、各種設備機器や内装材などは全て撤去 し、地中に埋設しても周辺環境に悪影響が生じる恐れのない鉄筋コンクリート部分 のみとします。

(1) 施工の安全性に関する懸念

新本庁舎建設工事における地中障害(転石、地下水)の状況から、現本庁舎の本館及び新館解体エリアについても、地中から多くの転石や地下水が流出することが想定されます。

その様な状況において、地下躯体を解体した場合、法面(人工の斜面)が崩壊する恐れがあり、施工中の作業員の安全性が懸念されます。

(2) 周辺地域における地下水位の低下や地盤沈下への懸念

地下水が多量に流出した場合、地下躯体を解体することにより、解体期間を 通じて、地下水を排出処理し続けることになり、周辺の地下水位の低下や地盤 沈下など、周辺環境への悪影響が懸念されます。

(3) 振動や騒音に関する懸念

地上躯体の解体については、大型重機にハサミ形状の圧砕機を取付け、鉄筋 コンクリートを爪形の刃先で挟み込んで噛み砕くことで破砕します。

その一方で、地下躯体の解体は、先端がタガネ形状のブレーカを大型重機に取付け、連続した打撃で鉄筋コンクリートの破砕を行うため、地上部の解体より大きな振動や騒音が発生することになり、近隣住民の生活環境のみならず、新本庁舎の来庁者への悪影響や職員の執務環境についても懸念されます。

3 既存地下躯体の存置に関する規定

令和3年9月30日付け環境省通知おいて、地下躯体を存置しても差し支えがないとする4条件が示されており、今回の地下躯体存置はその条件を満たしています。

- (1) 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない
- (2) 対象物は、「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである
- (3) 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない
- (4) 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す

4 サクラについて

(1) 構内のカワヅサクラ

樹木医の診断において、移植可能であり、倒伏(幹が根本付近または途中で 折れる「幹折れ」や樹体が完全に転倒する「根返り」)の危険度も安全とされた ことから、旧織姫神社へ移植を行います。

(2) 美喜仁桐生文化会館(桐生市民文化会館)のサクラ並木

庁舎側のサクラ 10 本については、水害対策のために行う盛土の影響を受けます。

そのため、移植や存置について検討を行いましたが、樹木医の診断において、 移植については1本が非常に困難、残りの9本は困難とされたこと、また、倒 伏の危険度が10本全てが要注意であったことなどを考慮し、解体工事におい て伐採を行いますが、今後予定されている外構工事において、新たにソメイョ シノ10本を植栽する計画です。







